

## 愛玩動物の愛護及び適正飼養分野に関する基本的な考え方

- 現行の大学及び専修学校のカリキュラムには、応用動物看護学の分野として、人間動物関係学、動物福祉・倫理、動物行動学、伴侶動物学などが組み込まれており、国家資格カリキュラムにおいてはこれらの分野を「愛護及び適正飼養」分野の中に改めて位置付けることが必要と考える。
- また、愛玩動物の適正飼養に係る社会的ニーズの多様化を踏まえ、災害発生時のペット連れの被災者への対応や動物介在・教育活動、栄養管理やグルーミングをはじめとした日常の管理やしつけ等について、体系化したカリキュラムの策定が重要となる。
- 加えて、動物取扱業者への指導監督や生活環境保全上の支障を防止する為の一般家庭の飼い主への対応等が求められる動物愛護管理行政分野において、指導的立場を有する動物愛護管理担当職員として、今後は公務員愛玩動物看護師の職域の確立及びその拡充が期待される。
- これを踏まえ、動物の取扱いに関する実務的な技術に加え、「愛護及び適正飼養」分野を体系的に理解し、社会に還元できる人材育成のために、動物愛護管理法はもとより自然環境保全分野等を含む多様な知識経験と技術的能力を学ぶことにより、人と動物が共生する社会の実現に寄与する幅広い素養を身につけることが重要である。
- これらにより、これまで動物医療分野が中心であった職域について、他の動物関連産業分野（ペットショップ、動物保険、コンサルタント等）の質の向上が図られる。
- 特に、動物愛護管理法の改正に伴い動物取扱責任者の要件に愛玩動物看護師が位置付けられたことから、従来は行政の指導監督に依拠していた動物取扱業分野で愛玩動物看護師が活躍することにより、事業者の自主的な適正飼養の促進が図られることが期待される。